

# 青森県報

第三千八百二十六号

平成二十六年  
四月四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 険 課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……三

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……四
- 主要農作物奨励品種の指定の取消し……………(農産園芸課) ……五
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(林 政 課) ……五
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効……………( 同 ) ……五
- 土地改良区連合の解散……………(農村整備課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(下北地域) ……六
- 出先機関……………( 同 ) ……六
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……六
- 右 同……………( 同 ) ……六
- 土地改良事業計画変更の認可……………( 同 ) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第二百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定年月日
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所			
株式会社向陽	弘前市大字千年三丁目一	訪問介護	訪問介護事業所ひまわり	弘前市大字千年三丁目一	平成二六・四・一	
株式会社向陽	弘前市大字千年三丁目一	通所介護	通所介護事業所ちとせ	弘前市大字千年三丁目一	"	
社会福祉法人弘前乳児院	弘前市大字品川町一五二	通所介護	デイサービスセンターあさひ	弘前市大字品川町一五二	"	
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	福祉用具貸与	ハピネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二	"	
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	特定福祉用具販売	ハピネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二	"	
株式会社西町	八戸市柏崎二丁目八の二	訪問介護	ヘルパーステーション西町	八戸市柏崎二丁目八の二	"	
株式会社西町	八戸市柏崎二丁目八の二	訪問看護	訪問看護ステーション西町	八戸市柏崎二丁目八の二	"	
医療法人社団豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	通所介護	デイサービスささえ愛	八戸市柏崎二丁目一	"	



青森県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県	青森市長島一丁目の一	短期入所	青森県立さわらび医療センター	弘前市大字中別所字平山一六八	"	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
						主たる事務所の所在地	療養介護	青森県立さわらび医療センター	弘前市大字中別所字平山一六八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社

北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一

代表取締役 阿部直志

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更無し	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	変更無し	
届出年月日	届出年月日	平成二六・三・九

四 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年四月四日から同年八月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 三沢堀口ショッピングセンター
- 三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 JA三井リース株式会社
  - 東京都品川区東五反田二丁目一〇の二
  - 代表取締役 安田義則
- 2 株式会社ユニバース
  - 八戸市大字長苗代字前田八三の一
  - 代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更無し	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保		平成 二六・七・三〇

四 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五 届出書の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所
- 2 期間 平成二十六年四月四日から同年八月四日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「むつほまれ」

3 指定の取消しの理由

昭和六十一年に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

二 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「ユメコガネ」

3 指定の取消しの理由

平成七年に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

三 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「かけはし」

3 指定の取消しの理由

平成七年に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	二六五 平成 三・三一九	氏名又は 名称	梅田勝	生産事業者
年月日録		住 所	三戸郡三戸町大字 戸内字 梅中七三	生産事業者の内容
		採取	精選	種 苗
		成育	幼木	木 名
		育成	以外	事 業 所
			梅田苗圃	所在地
			三戸郡三戸町 大字梅内	

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	二六三 平成 三・三一九	氏名又は 名称	梅田隆	生産事業者
年月日録		住 所	三戸郡三戸町大字 戸内字 梅中七三	生産事業者の内容
		採取	精選	種 苗
		成育	幼木	木 名
		育成	以外	事 業 所
			梅田苗圃	所在地
			三戸郡三戸町 戸町	
			平成 三・三一九	失効年月日

土地改良区連合の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第

六十七条第一項第一号の規定により、岩木地区土地改良区連合は平成二十六年三月二十日解散したため、同法第八十四条において準用する同法第六十七条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山本防災設備

二 氏名 山本 良夫

三 主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字易国間字易国間五二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第六〇〇一三五号

五 取消年月日 平成二十六年三月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前

市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、弘前市和徳土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年三月二十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

事業名 維持管理

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------